平成二〇年度 個人住民税の変更点

主な変更点は左記のとおりです。 から新たに適用される個人住民税の 税制改正によって、平成二〇年度

住民税の住宅ローン控除(新)

の控除でした。 (住宅ローン控除) は、所得税だけ これまで住宅借入金等特別控除

は平成二〇年度から平成二八年度 年までに入居した人です。実施期間 ことができるようになります。 合があります。この場合は、 ため、住宅ローン控除額を税源移譲 の税率が平成十九年分から変わった ○年度以降の個人住民税から差引く 前同様に所得税から引けなくなる場 対象は、平成十一年から平成十八 今回の税源移譲によって、所得税 、平成二

地震保険料控除(新

まり次第お知らせします。

専用の申告が毎年必要になります。 で、住宅ローン控除を受けるための

詳しい手続きの時期と方法は、

決

は、 保険料控除が創設されます。 損害保険料控除が見直され、 支払った地震保険料の二分の一 控除額 地震

契約した長期損害保険については、 従来どおり控除されます。 が、平成十八年十二月三一日までに 短期損害保険料は廃止になります (限度額二万五千円)です。

(3) 年度間の所得減少への経過措 置(単年

す。 年分の所得税の増減で調整されま 移譲にかかわる増減分は、平成十九 成十九年度個人住民税での税源

なくなります。 が非課税になると、この調整ができ て大きく減少し、平成十九年所得税 の収入が平成十八年中の収入に比べ ただし、退職など、平成十九年中

要です 調整できます。この適用を受けるた 住民税を、税源移譲前の税率によっ て再計算して減額することによって めには、 この場合は、平成十九年度の個人 来年七月に専用の申告が必

り次第お知らせします。 詳しい手続きの時期と方法は決ま

問合せ 税務課

7内線二五一~二五三 を納めることになります。) を払われていなかった人も、 被扶養者で、今までご自分で保険料

平成二〇年四月から『七五歳以上 の人』の医療制度が変わります ~後期高齢者医療制度 5

年四月から「後期高齢者医療制度」 制度」は、県内の全ての市町村が加 域連合が運営します。 へと変わります。「後期高齢者医療 入する、神奈川県後期高齢者医療広 現在の老人保健制度は、 平成二〇

の七五歳以上の人や、六五歳以上で 定の障害のある人です。 この制度の被保険者は、県内在住

す。②被保険者は、一人ひとり保険 当日から、「後期高齢者医療制度」の から天引きします。(健康保険等の 保険等の被保険者ではなくなりま となると、①国民健康保険や、健康 給者証等は使用できなくなります。) までお使いの国民健康保険や健康保 被保険者となり、広域連合から新し 以上の人は同年四月一日から、それ 料を納めることになり、原則、 険等の被保険者証、老人保健医療受 以降に七五歳になられる人は誕生日 い被保険者証が発行されます。(今 「後期高齢者医療制度」の被保険者 平成二〇年四月一日時点で七五歳 年金

> 変更はありません。 は、現行と同じ一割若しくは三割で なお、 通院や入院時の自己負担

問合せ ※広域連合及び市町村から、所得把 出してください。 のうえ、同封の返信用封筒にて提 する場合がありますので、ご記入 握のため「簡易申告書」をお送り 健康増進課 70内線二一 几

事務局 60四五-四四〇-六七〇四

神奈川県後期高齢者医療広域連合

契約と遺言は公正証書で

十月一日~七日は「公証週間」

問合せ 買など大切な契約や遺言には、公証制 にアドバイスしながら法規にかなった 門家である公証人が、当事者に親身 度をご利用になると安心で確実です。 公正証書を作成します。不動産の売 ラブル防止、取引の安全と遺言の完 である公正証書を作成し、後日のト 法務大臣の任命した公証人が公文書 全な実現を図るものです。法律の専 公証制度とは、契約や遺言の際に、 横浜地方法務局

横須賀公証役場 ☎○四五-六四一-七四二三

保険料